

議案第9号

逗子市特定防衛施設周辺整備基金条例の制定について

逗子市特定防衛施設周辺整備基金条例を次のように制定する。

平成27年2月25日提出

逗子市長 平井 竜一

逗子市特定防衛施設周辺整備基金条例

(設置)

第1条 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号）第9条第2項の規定に基づき交付される特定防衛施設周辺整備調整交付金を、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令（昭和49年政令第228号）第14条第1項各号に掲げる公共用の施設の整備及び同条第2項各号に掲げる事業の財源に充てるため、逗子市特定防衛施設周辺整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算の定めるところによる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(処分)

第5条 市長は、第1条に規定する整備及び事業の財源に充てる場合に限り、基金の全

部又は一部を処分することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律(昭和49年法律第101号)第9条第2項の規定に基づき交付される特定防衛施設周辺整備調整交付金について、2年度以上にわたり継続する公共用の施設の整備及び事業の財源とするに当たり、制定の要あるため提案する。